



平成22年度 「四国地方整備局総合評価委員会」を開催

四国地方整備局総合評価委員会は、四国地方整備局が総合評価方式による工事の発注及び総合評価方式、プロポーザル方式による建設コンサルタント業務等の発注を行うに当たり、技術提案の審査又は評価が中立かつ公正に行われるように、学識経験者より意見聴取するために設置したものです。

平成22年度の委員会を平成23年3月10日に開催し、下記の項目についてご意見をお伺いし、平成23年度の四国地方整備局総合評価方式実施方針について理解を得た。

【平成23年度実施方針に向けた検討について】

- ・ 優れた技術提案を行った企業が適正な価格で受注出来るシステムを構築することは重要であり、今後とも継続して入札率等の各種データの分析、検討に努められたい。
- ・ 技術提案の採否の通知並びに問い合わせ窓口による面談は、入札参加者との対話により、評価内容とともに、発注者における総合評価方式の意図を伝える場として活用する方法もある。
- ・ 技術提案の評価方法又は総合評価における評価項目が多様化しつつあり、総合評価方式の本質的な仕組みを認識しつつ、今後も総合評価の実践並びに改善に努められたい。

【渡邊委員長まとめ】

- ・ 四国地方整備局の総合評価方式については、PDCA（計画・実施・分析・改善）サイクルに則り、真摯に改善されている。しかし、継続的な改善は、総合評価方式を多様化、複雑化する恐れもある。常に、総合評価方式の原点を意識しつつ、今後とも検討する必要がある。
- ・ また、状況が目まぐるしく変化する中での継続的な改善では、各企業の入札状況や落札状況並びに加算点獲得状況等、より丁寧な分析も必要である。
- ・ 技術提案の採否の通知並びに問い合わせ窓口による面談については、透明性を確保する上での一つの方法である。ただし、過度の資源（人員・時間）が費やされた場合、中長期的には、総合評価方式の継続的な運営において不可欠となる、より高度な発注者技術力の維持・発展が困難となる恐れもある。透明性確保の方策についても、発注者資源の最適配分の視点も考慮して、検討・実施する必要がある。
- ・ これまで四国地整が取り組んでいる方向性や内容をパブリックリレーションズや施工者との対話を通して、明確なメッセージとして、入札参加者に伝え、周知することによって、四国地整の総合評価方式がこれまで以上に発展することを望む。

【総合評価委員会の概要】

1. 日時：平成23年3月10日（木） 14:00～16:00
2. 場所：高松サンポート合同庁舎 13階会議室
3. 出席委員：渡邊法美委員長、中野公雄委員、松島学委員、佐野修久委員
那須清吾委員、藤田寛委員
4. 議事次第・・・別紙－1
5. 議事概要・・・別紙－2

＜問い合わせ先＞ 国土交通省 四国地方整備局 企画部

工事総括検査官	清家 基哉	TEL：(087)851-8061(内線3117)
技術管理課長	岡村 環	(内線3311)
技術管理課長補佐	坂井 剛	(内線3314)
品質確保室長（港湾空港関係）	松尾 義文	(内線6471)

日時：平成23年3月10日（木）14:00～16:00

場所：高松サウスポート合同庁舎13F会議室

平成22年度 四国地方整備局総合評価委員会

議 事 次 第

1. 開 会

2. 報告事項

- 1) 平成22年度総合評価小委員会の開催報告について
- 2) 総合評価方式による入札状況等について
- 3) コンサルタント業務における入札状況等について

3. 審議事項

- 1) 平成23年度実施方針等に向けた検討について
- 2) 平成23年度実施方針（案）について

4. 閉会

平成22年度 四国地方整備局総合評価委員会 開催結果の概要

日時：平成22年3月10日（木） 14：00～16：00

場所：高松サポート合同庁舎 13階会議室

出席委員 渡邊法美委員長、中野公雄委員、松島学委員、佐野修久委員
那須清吾委員、藤田寛委員（9名中6名出席）

I 報告事項

- 1) 平成22年度総合評価小委員会の開催報告について
- 2) 総合評価方式による入札状況等について
- 3) コンサルタント業務における入札状況等について

II 審議事項

- 1) 平成23年度実施方針等に向けた検討について
- 2) 平成23年度実施方針（案）について

III 主な意見の概要

各委員から以下のような意見が出されたが、提示案については総合評価委員会としてご理解は得られた。

【平成23年度実施方針に向けた検討について】

- ・ 優れた技術提案を行った企業が適正な価格で受注出来るシステムを構築することは重要であり、今後とも継続して入札率等の各種データの分析、検討に努められたい。
- ・ 技術提案の採否の通知並びに問い合わせ窓口による面談は、入札参加者との対話により、評価内容とともに、発注者における総合評価方式の意図を伝える場として活用する方法もある。
- ・ 技術提案の評価方法又は総合評価における評価項目が多様化しつつあり、総合評価方式の本質的な仕組みを認識しつつ、今後も総合評価の実践並びに改善に努められたい。

【渡邊委員長まとめ】

- ・ 四国地方整備局の総合評価方式については、PDCA（計画・実施・分析・改善）サイクルに則り、真摯に改善されている。しかし、継続的な改善は、総合評価方式を多様化、複雑化する恐れもある。常に、総合評価方式の原点を意識しつつ、今後とも検討する必要がある。
- ・ また、状況が目まぐるしく変化する中での継続的な改善では、各企業の入札状況や落札状況並びに加算点獲得状況等、より丁寧な分析も必要である。
- ・ 技術提案の採否の通知並びに問い合わせ窓口による面談については、透明性を確保する上での一つの方法である。ただし、過度の資源（人員・時間）が費やされた場合、中長期的には、総合評価方式の継続的な運営において不可欠となる、より高度な発注者技術力の維持・発展が困難となる恐れもある。透明性確保の方策についても、発注者資源の最適配分の視点も考慮して、検討・実施する必要がある。
- ・ これまで四国地整が取り組んでいる方向性や内容をパブリックリレーションズや施工者との対話を通して、明確なメッセージとして、入札参加者に伝え、周知することによって、四国地整の総合評価方式がこれまで以上に発展することを望む。

四国地方整備局における総合評価方式の実施方針

四国地方整備局においては、公共工事の品質確保の促進を図るため、総合評価方式をより積極的かつ効果的に活用する観点から、総合評価方式の実施方針を以下のように定める。

第１ 総合評価方式の適用

（１）総合評価方式とは

総合評価方式とは、「価格」と「価格以外の要素（技術力）」を総合的に評価し落札者を決定する方式である。「価格以外の要素（技術力）」の評価結果を数値化した技術評価点数（標準点＋加算点）を企業の入札価格（予定価格以下であること）で除して算出された数値（＝評価値）が最も高い業者を落札者とするものである。

技術評価点数：標準点＋加算点

標準点：要求要件を満足する技術提案に対して１００点の標準点を与える。

加算点：技術提案に対し評価基準に基づき評価した加算点を与える。

また、いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低価格入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価す

る新たな総合評価方式として、「施工体制確認型総合評価方式（以下「施工体制確認型という。」）を試行することができるものとする。施工体制確認型における技術評価点数は以下のとおりとする。

技術評価点数：標準点＋加算点＋施工体制評価点

施工体制評価点とは、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を評価基準に基づき評価し与えるものである。

（２）総合評価方式の適用

総合評価方式は、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とする。

また、低価格入札の発生状況を踏まえて、施工体制確認型を積極的に適用するものとする。

（３）総合評価方式の方式

総合評価方式の適用に当たっては、工事の技術的な特性に応じて次に掲げるいずれかの方式を選択する。

１）高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める場合で、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

２）標準型

①標準型（Ⅰ型）

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事において、

競争参加者に施工上の工夫等の技術提案を求め、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

②標準型（Ⅱ型）

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事において、競争参加者に施工上の工夫等の技術提案を求め、施工上の課題への対応、材料の品質の確認方法・管理方法等の評価項目に関し、性能等を定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

3）簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

〔別紙 図－１参照〕

第２ 総合評価方式の加算点及び施工体制評価点の評価要素

（１）加算点の評価要素

総合評価方式の加算点の算定は、「技術提案の評価」、「技術者の評価」及び「企業の評価」の３つの評価要素より行うものとする。

１）技術提案の評価

競争参加者から技術提案を求め、工事毎にあらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の評価を行うものとする。
なお、技術提案の内容が適正でない場合は競争参加を認めない。ま

た、一定水準以下の技術提案の場合も競争参加を認めないとする事が出来るものとする。

○内容が適正でない技術提案とは、

- ・ 提案内容に対する根拠が明らかでない技術提案（簡易型の技術提案で経験等に基づく施工上の工夫等の提案は除く）
- ・ 他の施設管理者等と新たな協議を必要とし、協議しても実現の可能性の低い技術提案
- ・ 現地の気象、地形、地質等の条件が考慮されていない技術提案
- ・ 労働安全衛生規則等の法律、規則に抵触する技術提案
- ・ 技術提案を実施することで品質の低下が懸念される技術提案

等を言う。

○一定水準以下の技術提案とは、

- ・ 品質等の向上効果が、一定水準以上あると認められない技術提案等を言う。（求める水準は工事内容に応じて設定する事が出来るものとする。）

2) 技術者の評価

競争参加者から配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行うものとする。

3) 企業の評価

競争参加者から企業の同種・類似工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種・類似工事の施工実績等の評価を行うものとする。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成るものとする。

（２）評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、別紙 表－１、表－２、表－３の評価項目等により行うものとする。

（３）施工体制確認型の適用及び施工体制評価点の評価要素

施工体制確認型は標準型及び簡易型に適用するものとし、施工体制評価点の算定は「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。（別紙 表－４）

第３ 評価要素の評価点から加算点への換算

（１）加算点への換算

競争参加者の技術提案に対する加算点は、総合評価の方式に対応し該当する評価要素（技術提案の評価、技術者の評価、企業の評価）の評価点の総和（＝合計評価点）を基に、これを総合評価の方式及び工事規模により該当する「加算点幅」に換算したものをもって加算点とするものとする。

なお、この換算に当たっては、同一工事の競争参加者の間で、最も高い合計評価点の競争参加者に加算点幅の満点を、また、最も低い合計評価点の競争参加者に０点を与え、その間の競争参加者の加算点は按分し算定する事も出来るものとする。

（２）方式毎の評価要素と適用加算点

１）高度技術提案型

評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は工事の技術的特性を踏まえ、５０～７０点までの範囲で適宜設定するものとする。

2) 標準型

①標準型(Ⅰ型)

※「政府調達に関する協定」適用工事の場合

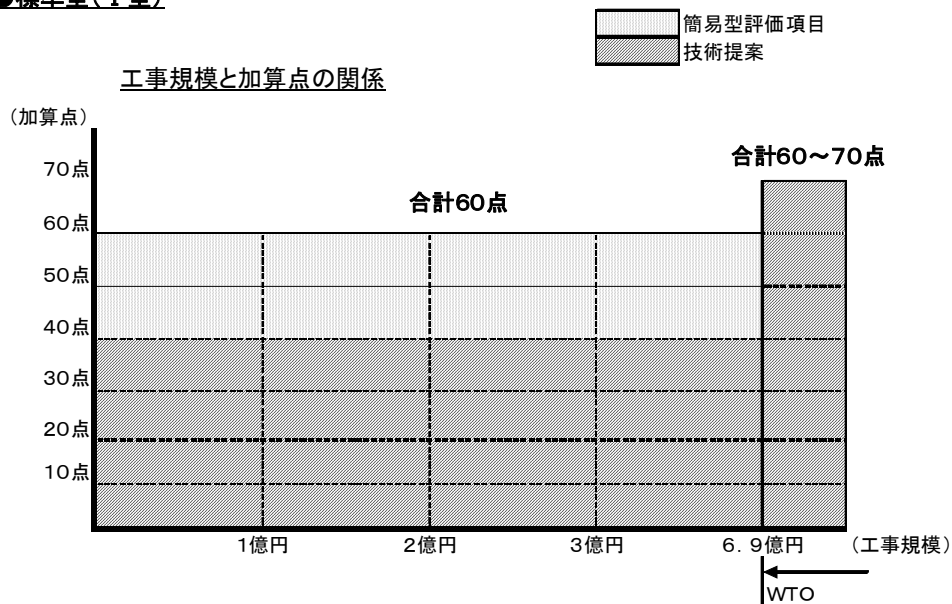
評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は60～70点までの範囲で適宜設定するものとする。

※「政府調達に関する協定」適用外工事の場合

評価要素としては、技術提案の評価、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、適用加算点は、技術提案の評価点に対応する部分は40点、その他の部分は20点に設定するものとする。

※国の建設工事の調達においては、H22.4.1～H24.3.31の間は6.9億円以上が対象となる。

●標準型(Ⅰ型)

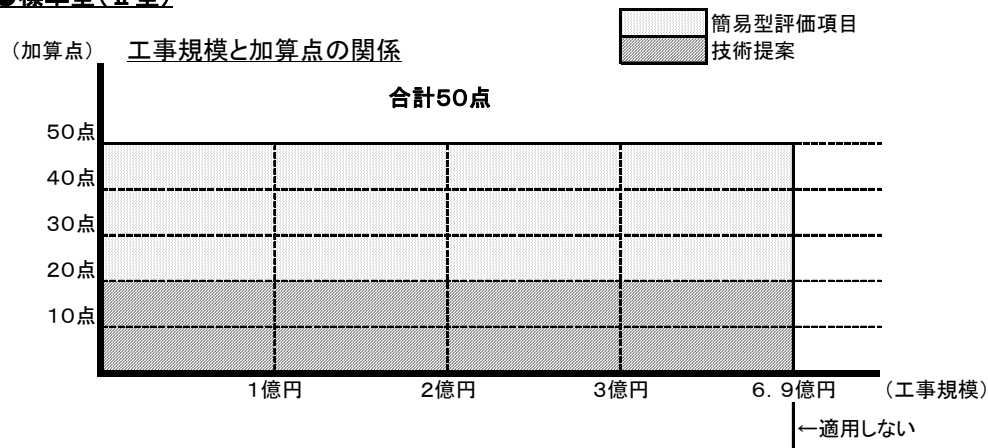


②標準型(Ⅱ型)

評価要素としては、技術提案の評価、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、適用加算点は、技術提案の評価点に対応する部分は20点、その他の部分は30点に設定するものとする。

なお、本方式は、「政府調達に関する協定」適用工事には適用しない。

●標準型(Ⅱ型)

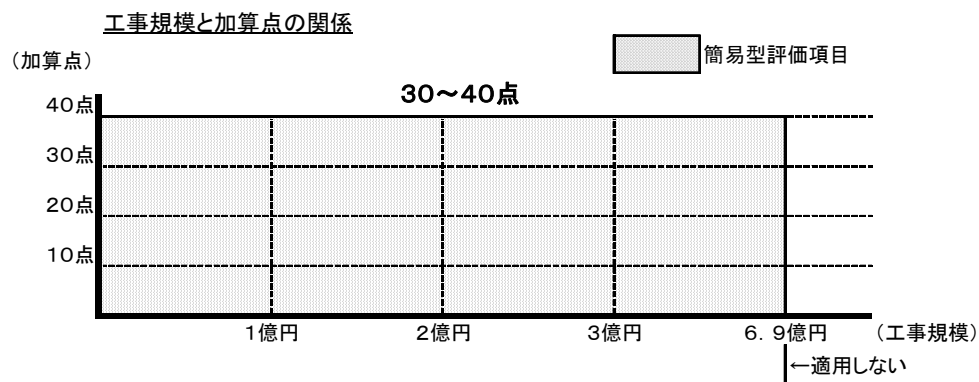


3) 簡易型

評価要素としては、技術提案の評価、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、加算点幅は下図のとおりとし、30～40点までの範囲で適宜設定するものとする。

なお、本方式は、「政府調達に関する協定」適用工事には適用しない。

●簡易型



4) 施工体制確認型における適用加算点

施工体制確認型を適用する場合の加算点は、標準型で10～70点まで、簡易型で10～50点までの範囲内で工事内容に応じて適切に定めることができる。

通達※：国地契第72号「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(H18.12.8)

第4 落札者の決定方法

「高度技術提案型」、「標準型」、「簡易型」のいずれの総合評価方式においても、総合評価方式による落札者の決定は、以下の方法による。

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値

① 入札価格が予定価格以下であること。

② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

＝（１００点＋加算点）÷入札価格

標準点：要求要件を満足する技術提案について１００点の標準点を与える。

加算点：技術提案に対し評価基準に基づき評価された加算点を与える。

③ 施工体制確認型においては、①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格（単位：億円）

＝（１００点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

標準点：要求要件を満足する技術提案について１００点の標準点を与える。

加算点：技術提案に対し評価基準に基づき評価された加算点を与える。

施工体制評価点：品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を評価基準に基づき評価された施工体制評価点を与える。

(3) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数位4位（5位切り捨て）とする。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{ 点（標準点）} \div \text{予定価格（単位：億円）}$$

(4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

第5 総合評価の履行の担保について

(1) 履行の担保

落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、次に掲げる何れかを選択する。

1) 工事施工中に技術提案の履行が確認できる場合

→ 工事の一時中止（提案の履行が確認できるまで施工を中止する。ただし、これに伴う工期延期は行わない。）

2) 工事が完了しなければ技術提案の履行が確認できない場合

→ 工事成績の減点措置、違約金の徴収とする。

①工事成績の減点措置

$$\text{工事成績減点値} = ((A - B) \div A) \times (\text{該当項目の加算点} \div \text{加算点合計}) \times ※10 \text{ 点}$$

A：入札時の技術提案の評価（加算点）

B：施工後の実施に対する評価（加算点）

工事成績減点値は少数以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

②違約金の徴収

$$\text{違約金} = C - C * ((D + E + G) / (D + F + G))$$

C：当初入札金額

D：標準点＝100点

E：施工後の実施値における加算点合計

F：当初入札時に記載した技術提案による加算点合計

G：施工体制評価点

第6 低価格入札であって、落札を決定された者が契約しなかった場合の企業評価への反映

低価格入札であって、落札を決定された者（予定された者含む。以下同じ。）が契約しなかった場合は、別紙 表－1、表－2、表－3の評価項目のうち「事故及び不誠実な行為等」で評価点を最大30点減点するものとする。

この措置は低価格入札での落札を決定された者が建設共同企業体の場合は、その構成員へ同様の評価を適用するものとし、低価格入札での落札を決定された者が単体企業の場合は、単体企業が構成員となる建設共同企業体へ同様の評価を適用するものとする。

第7 入札及び契約の過程に関する苦情処理等について

入札及び契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者について

ては、「四国地方整備局入札監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に処理する。

また、各競争参加者から提出された技術提案のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知に関する問い合わせに対応するための窓口を設置する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成 18 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

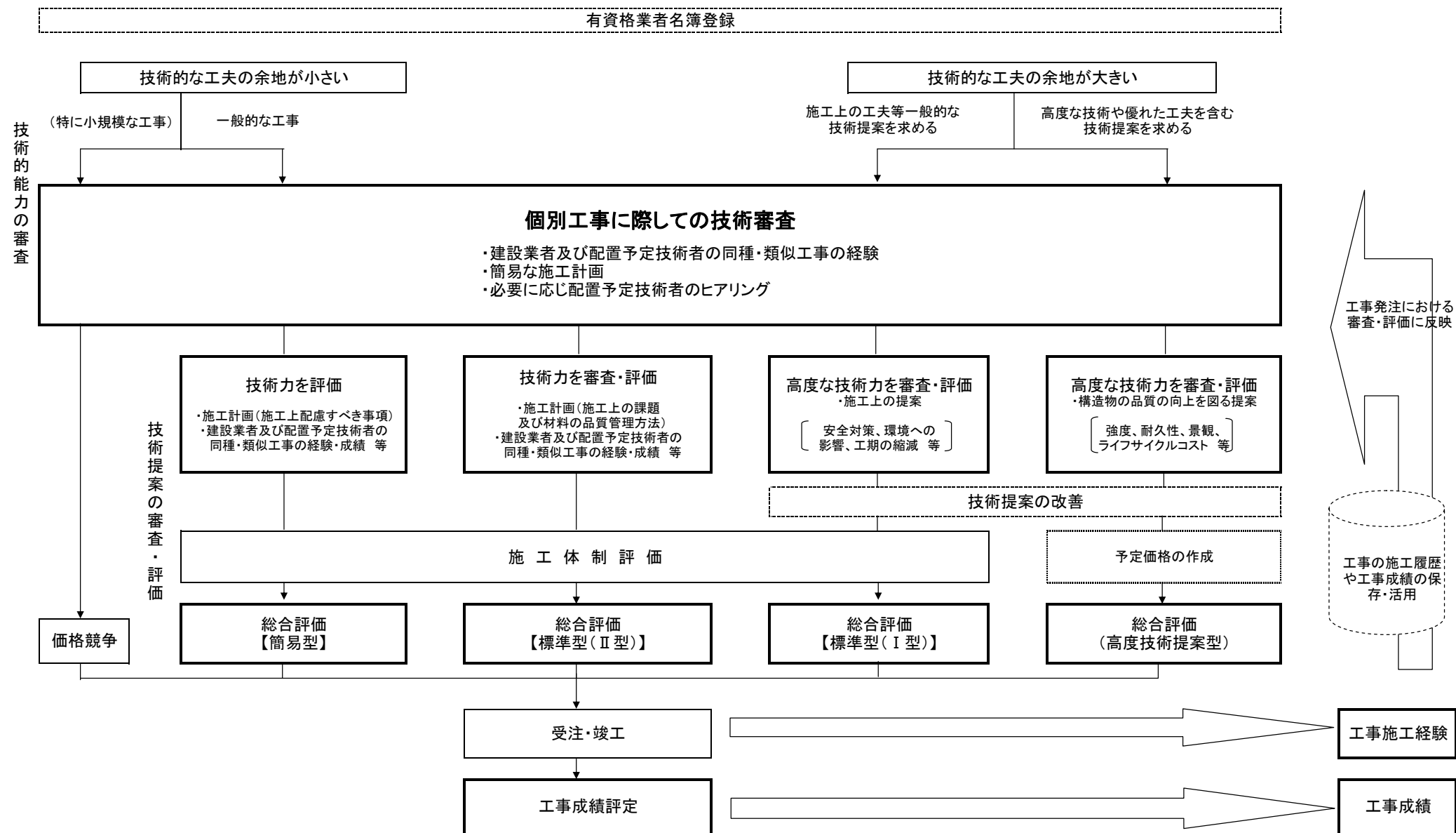
本実施方針は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

図－１



表－１ 四国地方整備局における「標準型（Ⅰ型）」（簡易型評価項目併用）評価項目及び評価点（案）【平成23年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点	備 考	
に技術 する案 提評価 （※ V E	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	－	評価項目を以下の方法で加算点を算出。（ガイドライン参照） ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は40点満点、WTO対象案件は60～70点満点とし、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。	
	性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎			
	環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎			
	合 計			40		
評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備 考	
技術者 評価	配置予定技術者の能力	CPD（継続教育）	◎	5	港湾空港部以外（平成15年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く）又は四国四県発注の工事（営繕部発注工事を除く）に係る工事成績）。港湾空港部に限る（平成13年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事（港湾空港関係に限る）又は四国四県発注の工事（営繕部発注工事を除く）に係る工事成績） 評価対象期間は、過去4年度。	
		同種・類似の施工経験	◎	5		
		工事成績	◎	30		
		優良工事技術者表彰	◎	5		
	合 計			45		
企業 評価	基本 企業 評価	企業の施工実績	工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局（港湾空港関係除く）における2年間の平均点（全工種） 営繕部工事については、5年間の平均点（工種毎） 港湾空港部工事については、四国地方整備局（港湾空港関係）における5年間の平均点（当該工種） 工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価（優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰）。評価は、局長、事務所長等、四県知事及び四県土木（県土整備）部長の表彰を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。
			工事に係る表彰	◎	5	
				小計	35	
		地域精進度 地域貢献度 社会性	地理的条件（近隣実績）	◎	5	地域貢献により受けた表彰を評価（災害支援又は地域貢献）及び災害等により出動した実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県及び市町村の表彰状、感謝状を対象。地域貢献に係る表彰は、大臣、局長、事務所長等からの表彰状、感謝状、四県、市町村からの表彰状を対象。また、災害等により出動した実績は、指示書（票）又は契約書等を対象。災害支援に係る表彰と地域貢献に係る表彰の評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去3年度。 安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為（贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等）などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
			地域貢献に係る表彰等	◎	15	
			事故及び不誠実な行為等	◎	0 ～30	
				小計	-30 ～ 20	
		合 計			-30 ～ 55	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。
	その他企業評価	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象。	
		地理的条件（営業拠点）	△	5		
		地理的条件（島内製作工場の有無）	△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工（工場製作桁のある工事に限る）に適用	
		AS舗装、海上作業船団施工体制	△	10	AS舗装、海上作業船団工事に適用	
		情報化施工技術の活用	△	5	マシンコントロール技術（モータグレーダ）及びTISによる出来形管理技術による情報化施工を活用する工事に適用	
		登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用	
		合 計			35	
			-30 ～ 100	（◎のみ） 評価点の総和（＝合計評価点）を基に、工事規模により該当する「加算点」に換算し、加算点を算定する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。		

◎：原則必須項目とする △：評価してもよい項目

※VE：Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

※CPD：Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

「技術者評価」、「企業評価」の各項目を工事内容により設定し、絶対評価方式で評価する。ただし、「基本企業評価」は全ての工事に於いて必須とする。

表一２ 四国地方整備局における「標準型(Ⅱ型)」(簡易型評価項目併用)評価項目及び評価点(案)【平成23年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点	備考	
E 技 に 値 提 案 評 価 案 (※ V)	施工上の課題への対応	指定した施工上の課題への対応の的確性	◎	－	評価項目を以下の方法で加算点を算出。 ・判定方式 ・順位方式	
	材料の品質の確認・管理方法	材料の品質の確認方法、管理方法の適切性	◎		○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は20点満点、WTO対象案件は適用しない。	
	合 計				20	
評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備考	
技 術 者 評 価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5		
		同種・類似の施工経験	◎	5		
		工事成績	◎	30	港湾空港部以外(平成15年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事(営繕部発注工事を除く)に係る工事成績)。港湾空港部に限る(平成13年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)又は四国四県発注の工事(営繕部発注工事を除く)に係る工事成績)	
		優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。	
	合 計			45		
企 業 評 価	基本 企 業 評 価	企業の施工実績	工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)
			工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、事務所長等、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。
			小 計		35	
		地域精進度 地域貢献度 社会性	地理的条件(近隣実績)	◎	5	
			地域貢献に係る表彰等	◎	15	地域貢献により受けた表彰を評価(災害支援又は地域貢献)及び災害等により出勤した実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県及び市町村の表彰状、感謝状を対象。地域貢献に係る表彰は、大臣、局長、事務所長等からの表彰状、感謝状、四県、市町村からの表彰状を対象。また、災害等により出勤した実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。災害支援に係る表彰と地域貢献に係る表彰の評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去3年度。
			事故及び不誠実な行為等	◎	0 ～30	安全管理措置の不適切により生じた事故、及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建築法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
			小 計		-30 ～ 20	
	合 計			-30 ～ 55	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。	
	その他企業評価	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象。	
		地理的条件(営業拠点)	△	5		
		地理的条件(島内製作用場の有無)	△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用	
		AS舗装、海上作業船団施工体制	△	10	AS舗装、海上作業船団工事に適用	
		情報化施工技術の活用	△	5	マシンコントロール技術(モータグレーダ)及びTSIによる出来形管理技術による情報化施工を活用する工事に適用	
		登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用	
		合 計		35		
			-30 ～ 100	(◎のみ) 評価点の総和(＝合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点」に換算し、加算点を算定する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。		

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

「技術者評価」、「企業評価」の各項目を工事内容により設定し、絶対評価方式で評価する。ただし、「基本企業評価」は全ての工事に於いて必須とする。

表一3 四国地方整備局における「簡易型」評価項目及び評価点(案) 【平成23年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備考	
簡易な施工計画評価	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項の適切性	現場条件に応じ、施工上配慮すべき事項について、具体的に1項目設定。	－	評価項目を判定方式で評価点を算出。	
		合計			20	
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5		
		同種・類似の施工経験	◎	5		
		工事成績	◎	30	港湾空港部以外(平成15年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事(営繕部発注工事を除く)に係る工事成績)。港湾空港部に限る(平成13年4月1日以降に完成した地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)又は四国四県発注の工事(営繕部発注工事を除く)に係る工事成績)	
		優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。	
	合計			45		
企業評価	基本企業評価	企業の施工実績	工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における2年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)
			工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、事務所長等、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。
			小計		35	
		地域精進度 地域貢献度 社会性	地理的条件(近隣実績)	◎	5	
			地域貢献に係る表彰等	◎	15	地域貢献により受けた表彰を評価(災害支援又は地域貢献)及び災害等により出動した実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県及び市町村の表彰状、感謝状を対象。地域貢献に係る表彰は、大臣、局長、事務所長等からの表彰状、感謝状、四県、市町村からの表彰状を対象。また、災害等により出動した実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。災害支援に係る表彰と地域貢献に係る表彰の評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去3年度。
			事故及び不誠実な行為等	◎	0 ～30	安全管理措置の不適切により生じた事故、及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
			小計		-30 ～ 20	
		合計			-30 ～ 55	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。
	その他企業評価	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象。	
		地理的条件(営業拠点)	△	5		
		地理的条件(島内製作工場の有無)	△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用	
		AS舗装、海上作業船団施工体制	△	10	AS舗装、海上作業船団工事に適用	
		情報化施工技術の活用	△	5	マシンコントロール技術(モータグレーダ)及びTSIによる出来形管理技術による情報化施工を活用する工事に適用	
		登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用	
		合計		35		
				-30 ～ 120	(◎のみ) 評価点の総和(=合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点」に換算し、加算点を算定する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点を「0点」とする。	

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

「簡易な施工計画評価」、「技術者評価」、「企業評価」の各項目を工事内容により設定し、絶対評価方式で評価する。ただし、「基本企業評価」は全ての工事に於いて必須とする。

表－4

四国地方整備局における「施工体制確認型総合評価方式」の評価項目及び評価点 【平成23年度版】

評価の視点	評価対象項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階評価を基本とする。
施工体制確保の確実性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階評価を基本とする。
合計		30	

◎: 必須項目とする

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて、加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずるものとする。

施工体制評価後の加算点(最終) = 開札時の加算点(仮) × (施工体制評価点 ÷ 30点)

四国地方整備局における H23年度総合評価方式の実施方針について

平成23年3月

四国地方整備局 企画部

四国地方整備局のH22年度総合評価方式の実施方針改定概要

～より質の高い公共調達を目指して 良い仕事をした者が報われる仕組みづくり～ (H23.4.1より適用)

◆簡易型は、加算点合計を原則30点に設定
(設定割合は加算点換算で、簡易な施工計画の評価で5点、技術者、企業評価で25点。)

※ H22年度と変更無し

【H23】

●簡易型

工事規模と加算点の関係

(加算点)

30点

20点

10点

30点

1億円

2億円

3億円

6.9億円 (工事規模)

←適用しない

加算点は原則30点

簡易な施工計画は1テーマのみ。提案数は5提案を標準とする。(A4用紙1枚)

簡易型評価項目

加算点
30点

四国地方整備局のH22年度総合評価方式の実施方針改定概要

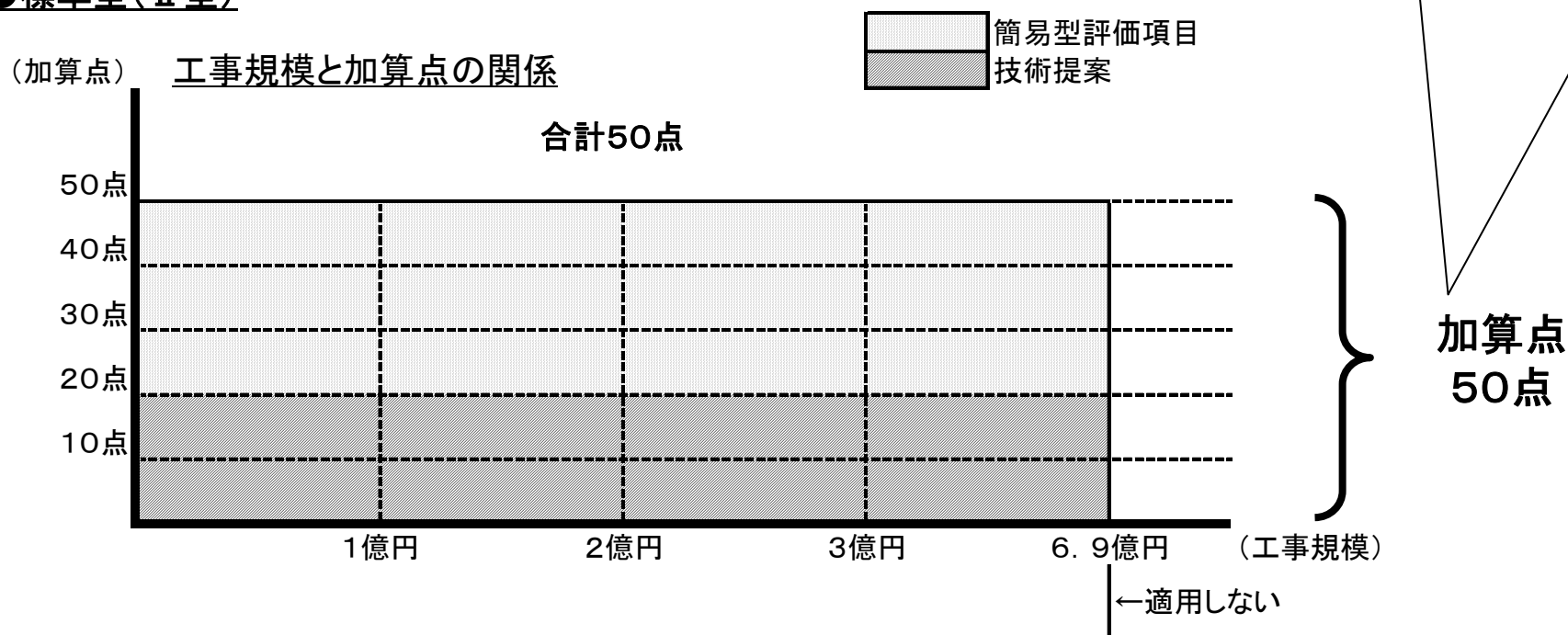
～より質の高い公共調達を目指して 良い仕事をした者が報われる仕組みづくり～ (H23.4.1より適用)

◆標準型(Ⅱ型)は、加算点合計を50点に設定。
技術提案の評価で20点、技術者、企業評価で30点。

※ H22年度と変更無し

【H23】

●標準型(Ⅱ型)



総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

H23.4～

【標準型(Ⅱ型)】 **太枠内** はH23.4～改定

※本様式はH23年度当初の予定

総合評価落札方式における加算点及び施工体制評価点の判定評価結果表 (施工体制確認型)

工 事 名 :	(標準型(Ⅱ型))	評価点合計(満点) : 135点	設定加算点(B) : 30点
技術資料提出期限 :			設定加算点(満点) : 50点

No.	業 者 名	加 算 点																				施工体制評価点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		技術提案		技術者評価・企業評価 判定結果																		B 加算点 (小数位1桁 (2位四捨五入)) ③に対する 相対評価 換算 (有/無)	C 加算点 合 計 (A+B)	D 施工体制 評価点の 獲得割合を 乗じた最終 加算点 (小数位1桁 (2位四捨五入)) C×E/30	品質 確保の 実効性	施工体制 確保の 確実性	E 施工体制 評価点 合計	加算点 + 施工体制 評価点 (D+E)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				技術者評価								企業評価																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		VEに値する 提案	A 加算点	配置予定技術者評価								基本企業評価						その他企業評価											小計 ②	評価点合計 ①+②+③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				CD	同種類似工事の 施工経験	工事成績	優良技術者表彰	技術者の専門技術力	ヒアリング 取り組み 体制 コミュニケーション力	小計 ①	施工実績等評価	地域精通度・地域貢献度・社会性	近隣地域での施工実績	地域貢献に係る 行為等に対する評価	事故及び不誠実な 行為等に対する評価	小計	災害時等の 対応	災害時の事業継続力	地理的条件評価	地域内での拠点	鋼橋等製作工場の 体制	AS舗装、海上作業船団 施工体制	情報化施工 技術評価	登録基幹 技能者評価	小計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
CD	同種類似工事の 施工経験																									工事成績	優良技術者表彰	技術者の専門技術力			ヒアリング 取り組み 体制 コミュニケーション力	小計 ①	施工実績等評価	地域精通度・地域貢献度・社会性	近隣地域での施工実績	地域貢献に係る 行為等に対する評価	事故及び不誠実な 行為等に対する評価	小計	災害時等の 対応	災害時の事業継続力	地理的条件評価	地域内での拠点	鋼橋等製作工場の 体制	AS舗装、海上作業船団 施工体制	情報化施工 技術評価	登録基幹 技能者評価	小計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1			満点 20点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

ヒアリング項目を削除

情報化施工技術
評価を追加

登録基幹技能者
評価を追加

四国地方整備局のH22年度総合評価方式の実施方針改定概要

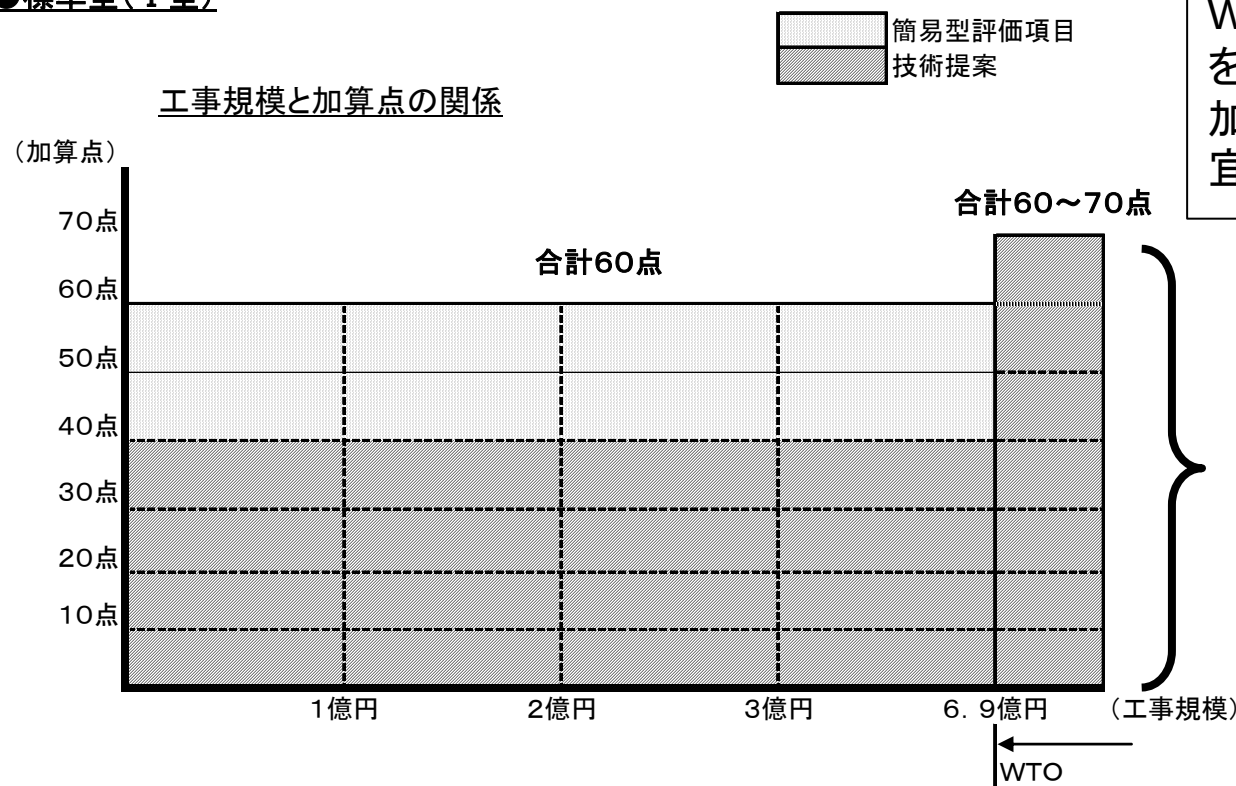
～より質の高い公共調達を目指して 良い仕事をした者が報われる仕組みづくり～ (H23.4.1より適用)

- ◆標準型(Ⅰ型)は、「政府調達に関する協定」適用外工事は、加算点合計を60点に設定
技術提案の評価で40点、技術者、企業評価で20点
- ◆標準型(Ⅰ型)で、「政府調達に関する協定」適用工事は、技術提案の評価のみとし、
加算点合計は60～70点までの範囲で適宜設定。

【H23】

※ H22年度と変更無し

●標準型(Ⅰ型)



加算点は60点に変更。

技術提案は2テーマ設定。

提案数はテーマ毎に5提案を標準とする。
WTO案件は工事の難易度、現地状況等を考慮し、技術提案は2～3テーマに設定。
加算点を60点から70点までの範囲で適宜設定。(A4用紙1テーマ2毎)

総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

H23.4～

【標準型（Ⅰ型）】 **太枠内** はH23.4～改定

※本様式はH23年度当初の予定

総合評価落札方式における加算点及び施工体制評価点の判定評価結果表 (施工体制確認型)

工 事 名 : (標準型 (I 型))

評価点合計(満点) : 135点

設定加算点 (B) : 20点

技術資料提出期限：

設定加算点（満点）：60点

[illegible]

ヒアリング項目を削除

情報化施工技術
評価を追加

登録基幹技能者
評価を追加

総合評価方式の加算点の評価要素(技術者の評価)

① 技術者の評価

アンダーライン部及び枠囲み はH23.4～改定

H23.4～

競争参加者から配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行うものとする。(満点45点(評価点)として評価する。)

※ 簡易型の評価点の例

評価の視点		評価項目	評価点	備考
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	5	(社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)土木学会、(社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会のユニット数が5年間で50ユニット以上を評価
		同種・類似の施工経験	5	発注機関、工事規模を評価
		工事成績	30	平成 <u>15</u> 年度以降の直轄及び四国四県の工事経験の工事成績を評価
		優良工事技術者表彰	5	過去4年度間の工事表彰を評価
	ヒアリング	技術者の専門技術力	(5)	
		当該工事の理解度・取り組み体制	(5)	
		技術者のコミュニケーション力	(5)	
	合計		<u>45</u>	

※ CPD(Continuing Professional Development: 継続教育)

ヒアリング評価項目を削除

総合評価方式の加算点の評価要素(企業の評価)

② 企業の評価

アンダーライン部 はH23.4～改定

H23.4～

競争参加者から企業の同種・類似工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種・類似工事の施工実績等の評価を行うものとする。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成るものとする。（「基本企業評価」の合計評価点がマイナスであっても競争参加を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は加算点を「0点」とする。）

○基本企業評価

※ 簡易型の評価点の例

評価の視点			評価項目	評価点	備考
企業評価	基本企業評価	企業の施工実績	工事成績	30	過去2年度間平均の工事成績を評価 <u>(ただし、一般土木工事B等級(B・C混合の工事は除く)及び鋼橋上部工事A等級に関しては、過去4年間平均の工事成績を評価に延長する。)</u>
			工事に係る表彰	5	過去2年度間の工事表彰を評価
			小計	35	
		地域精通度・地域貢献度・社会性	地理的条件(近隣実績)	5	
			地域貢献に係る表彰等	15	過去3年度間の災害支援又は地域貢献に係る表彰(重複評価はしない)及び災害等に係る出勤実績を評価。
			事故及び不誠実な行為等	-30～0	累計する。
			小計	-30～20	
		合計		-30～55	

地域貢献に係る表彰等の評価

H23.4～

② 企業の評価

アンダーライン部 はH23.4～改定

地域貢献に係る表彰等

評価の視点			評価項目	配点	評価点
平成20年度以降の表彰(災害支援、地域貢献に限る)又は災害に伴い出動した実績	災害支援又は地域貢献に係る表彰	災害支援に係る表彰	大臣及び局長からの表彰状、感謝状の実績有り	10	／15
			事務所長からの表彰状、感謝状の実績有り	5	
			四国四県からの表彰状、感謝状の実績有り	3	
			四国内の市町村からの表彰状、感謝状の実績有り	1	
			なし又は上記以外	0	
		地域貢献に係る表彰	大臣及び局長からの表彰状、感謝状の実績有り	5	
			事務所長からの表彰状、感謝状の実績有り	3	
			四国四県からの表彰状の実績有り	2	
			四国内の市町村からの表彰状の実績有り	1	
			なし又は上記以外	0	
	災害に伴い、国、四国四県又は四国内の市町村からの指示、要請により出動した実績有り			5	

※災害に伴う出動実績評価は、四国地域において発生した災害時に行った応急復旧工事の実績を評価する。ただし、待機や事前の予防対策は評価の対象としない。

※災害復旧工事は評価の対象としない。

※国、県、市町村からの指示書(票)、又は国、県、市町村との契約が確認できる資料(いずれか1件)及び災害内容・現地作業内容が確認出来る資料(報告書、契約図書等)により評価する。

※災害支援に係る表彰と地域貢献に係る表彰の重複評価は行わない。

総合評価方式の加算点の評価要素（企業の評価） H23.4～

③ 企業の評価

○その他の企業評価

アンダーライン部 はH23.4～改定

※ 簡易型の評価点の例

評価の視点			評価項目	評価点	備考
企業評価	その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力の評価	5	四国建設業BCP等審査会発行の認定書がある場合に評価。平成 23 年度は一般土木C等級工事に適用
		地理的条件評価	地理的条件(営業拠点)	5	
			地理的条件(島内製作工場の有無)	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用
			As舗装、海上作業船団施工体制	10	As舗装、海上作業船団工事に適用
		情報化施工技術評価	情報化施工技術の活用	<u>5</u>	<u>マシンコントロール技術(モータグレーダ)及びTSによる出来形管理技術による情報化施工を活用する工事に適用</u>
		登録基幹技能者評価	登録基幹技能者の活用	<u>5</u>	<u>登録基幹技能者を活用する工事に適用</u>
		合計			<u>35</u>
総合計＝簡易な施工計画評価＋技術者評価＋基本企業評価＋その他企業評価				-30～ <u>155</u>	<u>「-30～160」→「-30～155」</u> 獲得評価合計点に応じ設定加算点に換算

評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、あらかじめ定められた**評価基準**に基づき、**評価項目毎**に評価点を与える。（詳細は各工事毎の入札説明書等に記載）

総合評価方式の施工体制評価点の評価要素

H23.4～

④ 施工体制の評価

※ H22年度と変更無し

施工体制確認型は、標準型及び簡易型に適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。(満点30点)

※ 標準型、簡易型共通

評価の視点	評価項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
施工体制確保の確実性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
合計	◎は必須項目	30	

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずるものとする。

施工体制評価後の加算点(最終)＝開札時の加算点(仮)×(施工体制評価点÷30点)

簡易型における簡易な施工計画の提案イメージ

H23.4～

具体的な項目設定をすることで
広範囲な提案を抑制
→当該工事に即した的確な
提案が期待される

発注者として求めない提案を
具体的に明記することで過度な
提案を防止

施工計画は1テーマのみ。
提案数は5提案を標準とする。
限定提出枚数はA4版1枚とする。

施工上配慮すべき事項に関する簡易な施工計画

工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇工事

会社名：(株)△△建設

項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
<u>本工事の夜間施工 時における、第三 者の歩行者に対す る安全対策につい て</u>	①..... ②..... ③..... ④..... ⑤.....
<u>ただし、交通誘導 員の増員に関する ものは除く。</u>	

標準型における技術提案の提案イメージ

H23.4～

- ・求める理由、着目点を明確にすることにより、技術提案しやすい環境の整備
- ・当該現場の課題を重視し、具体的提案内容とともに総合的に評価する方式に転換

具体的な技術提案

「○○○○を考慮した具体的な技術提案」の適切性。

ただし、コンクリートの材料・配合及び管理基準の厳格化に係る技術提案は評価の対象としない。

なお、管理基準の厳格化とは、出来形管理、品質管理において、「管理頻度、管理箇所増加」、「試験項目の追加」及び「規格値をより厳しく設定」すること等を示す。

【技術提案を求める理由】

○○において、○○部のコンクリート充填、ひび割れ対策を考慮することは重要であることから「○○○○における品質向上を考慮した技術提案」を求めるものである。

技術提案は、以下の着目点3項目に関して記載すること。

なお、**技術提案は、5提案とする**。技術提案は、実施効果が高いと考える順に提案番号を記入し、記載すること。また、技術提案毎に、該当する着目点を記載すること。

技術提案として5提案であり、以下の項目毎に5提案ではない。

【着目点】..... 施工プロセスの例

- ・鉄筋・型枠
- ・打設
- ・養生

注1) 着目点は、上記を記載するが、当該現場の課題、具体的な提案内容等については、着目点全体について記載するのではなく、個別な項目について記載すること。

注2) 各着目点について、最低1提案は記載すること。

【記入の参考例】※表形式は参考例であり、表形式にこだわるものではない。

提案1：	着目点：
当該現場の課題	
具体的提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	※本官のみ

注1) 1提案毎に、**当該現場の課題は1項目とし、具体的に記載すること**。課題の設定にあたっては、**現場状況を的確に反映しているかどうか**も評価の対象とし、現場状況と適合しない場合は、その提案について評価しない場合がある。

なお、**当該現場の課題については、極端に幅広く設定する等、一般的事項にならないように留意すること**。

注2) 1提案毎に、**提案内容、実施効果を具体的に記載すること**。

注3) 1提案毎に、**実績（工事名・発注者名・CORINS番号等）及びその実際の効果を簡潔に記載すること**。ただし、自社の実績がない提案の場合は、効果の技術的根拠（NETISは登録番号で可）を具体的に記載すること。

※提案に関する産業財産権等の排他的権利に係る事項があれば記載すること。

過度な提案の抑止、評価判断の困難性の観点で評価対象範囲の明確化

技術提案を求めた理由及び施工プロセス等での着目点を記載
※分任官は施工プロセスではなく具体的項目を詳細に記載することに留意

個別提案内容を求める方式から、当該現場の課題を重視する方式に転換し、具体的提案内容とともに1提案を1パッケージとして総合的に評価する方式に変更。

着目点毎に当該現場の課題を絞って記載し、技術提案の項目数ではなく内容を重視する方式への転換の明確化。